

アスクルご利用規約(抜粋)

第9条 お支払い

3. 商品等のご利用代金および送料等のご請求は、第1項記載の各ご請求締切日までにお客様に出荷を完了した商品または各ご請求締切日までにご利用されたサービスの代金を、当月ご請求額の対象とさせていただきます。
ただし、お取り寄せ品の一部、翌々日配送家具・家電、雑誌定期購読サービス等、別途規定がある場合はその定めによるものとします。（※1・・・10日締切りもしくは末日締切りをお客様にお選びいただいております。）
4. 前3項の定めにかかわらず、1カ月間のご利用金額の合計が第14条所定の月間ご利用限度額を超えるとき、または高額商品をご注文されたとき、その他、担当販売店が必要と認めるときは、前払いなど、通常のお支払い日に先立ってご利用代金等をお支払いいただく場合があることをお客様はあらかじめ了承します。
この場合には、個別に担当販売店からお客様に直接ご連絡いたします。

第14条 ご利用限度額

1. お客様がアスクル販売システムにより、商品等をご利用いただくことのできる1カ月間の商品等代金合計の限度額（以下「月間ご利用限度額」という）は、お客様を担当する担当販売店が設定させていただきます。
2. お客様からのご注文金額が月間ご利用限度額を超過した場合、当該ご注文に係わる商品等のお届けに担当販売店の承認を要するため、担当販売店の承認が得られないとき、または担当販売店が所定の時間内にお客様と連絡確認が取れないとき等においては、ご注文をお断りする場合、もしくは所定のお届け日・時間までに商品等をお届けできない場合があることをお客様はあらかじめ了承します。

第15条 ご利用登録の取消し

1. お客様に以下に該当する事由が発生した場合、もしくはアスクルまたは担当販売店所定の基準により不適格と認められる場合には、アスクルセンターはなんら催告をすることなく、当該お客様のご利用登録を取り消し、注文された商品等の出荷を拒絶できることをお客様はあらかじめ了承します。
また、本条によりご利用登録を取り消されたお客様に対しては、再度のご利用登録をお断りする場合があります。

- (1)お客様がアスクル販売システムのご利用により生じた支払い債務を遅滞または怠ったとき。
- (2)お客様が自ら振出し、もしくは引き受けた手形・小切手につき、不渡り処分を受けたとき。
- (3)お客様が差押・仮差押・仮処分・強制執行または競売・租税公課の滞納処分を受けたとき、またはお客様が解散し、もしくは民事再生手続開始・会社更生手続開始、破産手続開始等の申立てがなされたとき。
- (4)お客様が本規約の各条項の1つにでも違反したとき。
- (5)第1条に規定する利用申込または第2条1項に規定する登録事項に虚偽の事項が含まれていること、または他人の情報を申込者自身の情報として申告したことが発覚しまたはそのおそれがあるとき。
- (6)財産状態が悪化し、またはそのおそれがあると認められる客観的事情が発生したとき。
- (7)アスクルセンターに対し、脅迫的な言動、暴力行為、アスクルセンターの名誉・信用を毀損する行為、偽計または威力による業務妨害行為、および不当要求行為をしたとき。

2. お客様が前項のいずれかに該当したときは、アスクル販売システムのご利用により生じた全債務の期限の利益を失い、ただちに債務全額を支払うものとします。